

# 告示

## 埼玉県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所につ  
いて、次のとおり届出があった。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住	所
理事	新井孝作	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千番地一	
同	新井茂	同	八百十八番地
同	石井忠義	同	千七百六十二番地一
同	石井勉	同	千五百六十一番地
同	小川勇	同	千八百四十番地一
同	小川修	同	二千六十番地三
同	小川久雄	同	二千六十八番地
同	福島榮	同	千二十一番地
同	松島政男	同	千八百十七番地
同	矢島正弘	同	千百三十四番地
同	石川邦夫	同	千九百五十八番地二
同	石井敏雄	白岡市実ヶ谷八百六十九番地	
同	齋藤佳文	同	岡泉六百七十番地
同	利根川英夫	同	同 四百九十七番地
同	横田保男	同	実ヶ谷三百六十八番地